

第3章 循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制・再資源化の推進

現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会活動は、生活環境の汚染・破壊を進展させ、廃棄物の大量発生、廃棄物の質の多様化、最終処分場のひっ迫などの問題を生じさせてきました。このような状況から平成12年6月、循環型社会の形成を目指して、「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

この法律では、循環型社会とは、第一に廃棄物などの排出抑制（リデュース）が行われ、第二に循環的な利用として、使用済製品、部品等の適正な再使用（リユース）、回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）が行われ、第三にそれでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行い、これらにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるとしています。

将来にわたって安定的に循環型社会を形成していくためには、まず、廃棄物などの排出抑制（リデュース）の取組を進めることが重要であり、県民一人ひとりに動機付けを行うため、マイバッグなどの利用や食べ残しの削減などの身近な取組の促進や、技術指導や研修会の開催などを通じ、事業者による廃棄物の排出抑制の取組を推進することが必要です。

また、不要となったものについては、資源物としての分別を進め、環境への負荷の少ない方法による再資源化（リサイクル）を推進するなど、適切な循環的な利用の一層の促進も必要です。

1 一般廃棄物（ごみ）処理の現状

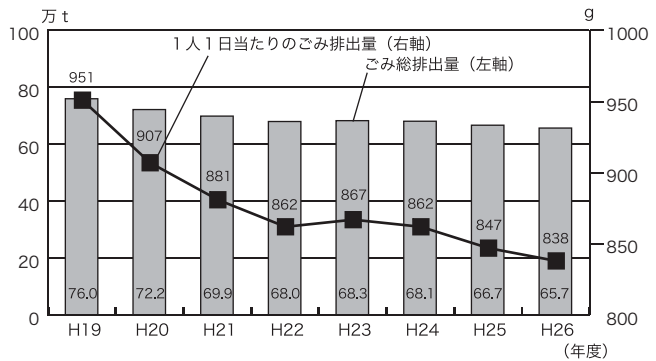
(1) 排出及び処理の状況

平成26年度におけるごみの総排出量は、約66万t（対前年比-1.5%）で、県民1人1日当たり838g排出していることになり、ごみ排出量が少ない都道府県第1位となっています。

（図2-3-1）

ごみは、市町村が計画を定めて収集、処分しており、燃えるごみは焼却処理、燃えないごみは埋立処分、再資源化できるごみは堆肥化などの方法により再資源化が行われています。（図2-3-2）

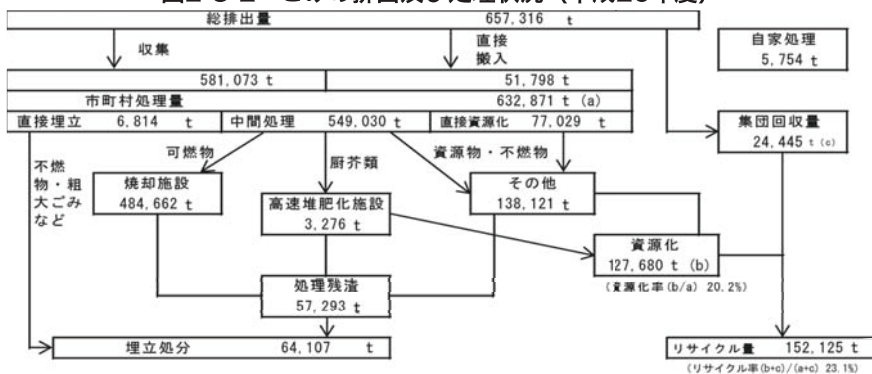
図2-3-1 ごみの総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移



※平成24年度以降の1人1日当たりの排出量を算出する際に用いる「総人口」には、外国人人口を含む。

（資料：環境省、資源循環推進課）

図2-3-2 ごみの排出及び処理状況（平成26年度）



（資料：環境省、資源循環推進課）

(2) 処理施設の状況

県内のごみ処理施設の設置状況は、資料編 表2-3-1及び資料編 図2-3-3のとおりです。ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の残存容量の減少に対応するため、施設整備を計画的に進めていくことが必要ですが、用地の確保など困難な問題があり、その対応に苦慮している市町村もあります。

→「資料編：表2-3-1 ごみ処理施設数」p.135

→「資料編：図2-3-3 ごみ処理施設の設置状況（平成27年4月1日現在）」p.135

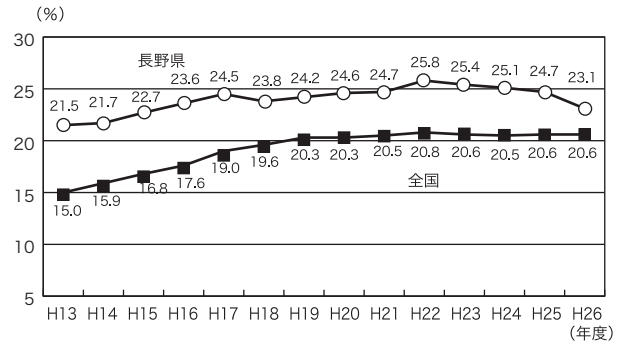
(3) リサイクルの状況

平成26年度に県内市町村の処理施設において、再資源化した量は約13万tで、これは、市町村が処理したごみの量の20.2%に当たります。

また、自治会などにより集団回収された量は、約2万4,000tで、これを加えた本県のリサイクル率は23.1%となり、全国で高い方から第11位のリサイクル率となっています。

リサイクル率の推移は図2-3-4のとおりです。

図2-3-4 リサイクル率の推移



(資料：資源循環推進課)

→「資料編：図2-3-5 一般廃棄物排出量とリサイクル率の都道府県分布」p.136

2 一般廃棄物（し尿）処理の現状

(1) 排出及び処理の状況

平成26年度におけるし尿の排出量は、くみ取りし尿で約34万kℓ（計画収集量と自家処理量、浄化槽などの汚泥の量の合計）となっています。下水道、浄化槽などの普及により水洗化人口が増加し、し尿のくみ取りの計画収集人口及び収集量は年々減少しています。

→「資料編：図2-3-6 し尿の排出及び処理の状況」p.137

→「資料編：図2-3-7 し尿排出形態別人口の推移」p.137

(2) 処理施設の状況

し尿処理施設の設置状況は、資料編 図2-3-8のとおりです。浄化槽汚泥の増加や施設の老朽化に対応するため、今後とも、住民の理解を得ながら、計画的な施設整備を進めていく必要があります。

→「資料編：図2-3-8 し尿処理施設の設置状況（平成27年4月1日現在）」p.137

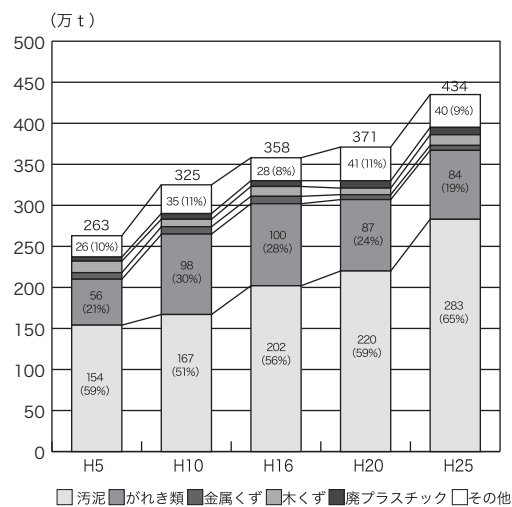
3 産業廃棄物処理の現状

(1) 排出量の現状

県で実施した産業廃棄物実態調査によれば、平成25年度の県内の産業廃棄物の排出量は年間434.1万tで、平成20年度の約1.17倍でした。

(図2-3-9)

図2-3-9 産業廃棄物の排出量の推移



(資料：資源循環推進課)

(2) 処理施設の状況

県内の平成27年度末の産業廃棄物処理施設の設置許可状況は、中間処理施設*515施設、最終処分場18施設となっています。

最終処分場の残存容量の推移は、資料編 図2-3-10に示すとおりです。産業廃棄物処理施設は、適正処理を行うために不可欠な施設であり、必要量に見合う処理施設の整備が求められています。

→ 「資料編：表2-3-2 中間処理施設(許可対象施設)の設置状況」 p.138

→ 「資料編：表2-3-3 最終処分場の設置状況」 p. 138

→ 「資料編：図2-3-10 産業廃棄物最終処分場残存容量の推移」 p. 138

(3) 処理業者の状況

廃棄物処理法により、排出事業者（工場、事業所）は事業活動に伴い排出した廃棄物を適正に処理する責任を有しています。

産業廃棄物の処理を委託する場合は、知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託しなければなりません。

長野市を除く*県内の処理業許可件数は平成27年度末で3,814件、前年度と比較し88件増加しました。

また、平成26年度における県内（長野市を含む）の処理業者による処理の実績（県内総受託量）は約270.1万tで、平成25年度と比較して約17.6万t減少しています。（表2-3-4、図2-3-11、図2-3-12）

また、処理業者は、排出事業所から委託された産業廃棄物を適正に処理するために、新技術の習得、施設設備の高度化に取り組むなど、処理技術の向上と経営体質の強化などを図る必要があります。

※長野市における産業廃棄物処理業の許可は、中核市である長野市が行うため

表2-3-4 産業廃棄物処理業者許可件数

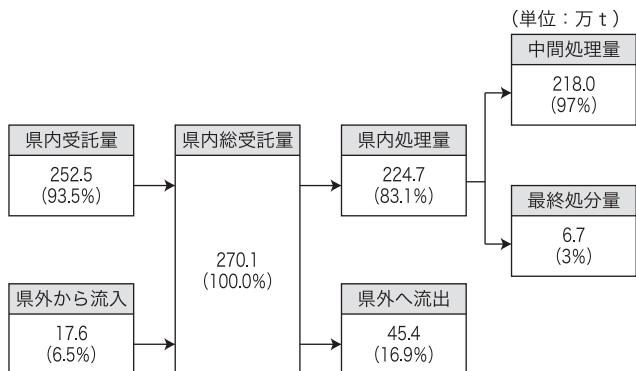
(平成28年3月31日現在) (単位：件)

許 可 内 容		許可件数
産業廃棄物収集運搬業		3,161
産業廃棄物処分業	中間処理のみ	279
	最終処分のみ	3
	中間処理・最終処分	13
特別管理産業廃棄物収集運搬業		348
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	8
	最終処分のみ	0
	中間処理・最終処分	2
合 計		3,814

(注) 長野市分を除く。

(資料：資源循環推進課)

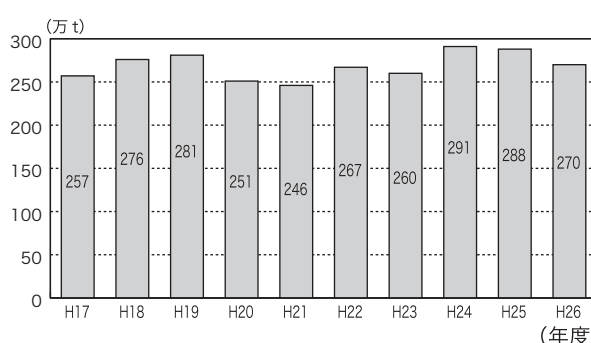
図2-3-11 処理業者による処理の実績（平成26年度）



(端数処理のため合計が合わない)

(資料：資源循環推進課)

図2-3-12 処理業者による受託量の推移

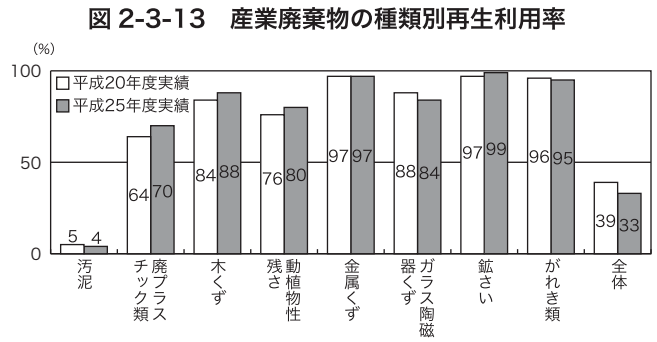


(資料：資源循環推進課)

* 中間処理→p.181

(4) 再生利用（再資源化を含む）の状況

県で実施した産業廃棄物実態調査によれば、平成25年度の県内の産業廃棄物の種類別の再生利用率は図2-3-13のとおりであり、多くの種類の産業廃棄物において、平成20年度より上昇しています。



(資料：資源循環推進課)

施策の展開

1 廃棄物の排出抑制の推進

(1) “チャレンジ800”ごみ減量推進事業

しあわせ信州創造プラン（目標：平成29年度）に掲げる「県民1人1日当たりのごみ排出量800g以下」を目指し、県と市町村が連携し、地域の実情に応じた一般廃棄物の削減に向けた取組を協議するため、地方事務所ごとに設置した「チャレンジ800実行チーム」により取組を進めました。

環境省の調査結果（平成28年3月公表）によると、平成26年度の県民1人1日当たり的一般廃棄物の排出量は838gと、全国で最も少ない県になりました。（表2-3-5）

表 2-3-5 1人1日当たりのごみ排出量

○全国順位（平成26年度実績）

順位	県名	ごみの量(g)
1	長野県	838
2	沖縄県	844
3	熊本県	846
全国平均		947

(資料：環境省、資源循環推進課)

(2) レジ袋削減県民スクラム運動

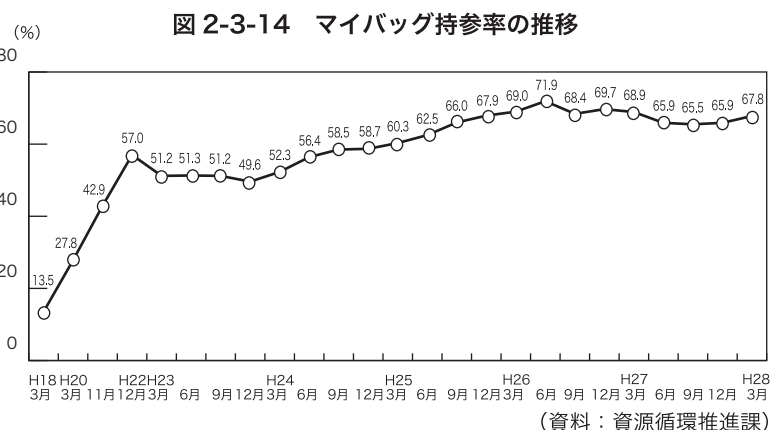
身近なレジ袋の削減の取組を通じて、県民一人ひとりの生活全般に廃棄物の排出抑制意識が浸透するよう、県民運動を展開しています。

消費者、事業者、行政が平成25年10月に協働して行った「レジ袋削減協働アピール」においては、消費者は「3年以内にマイバッグ等持参率80%以上」を、事業者は「レジ袋総使用量前年度比減」をそれぞれ目標に掲げ、県及び市町村は両者の活動を支援することとしています。

具体的には、店頭啓発の協働実施や多様なアプローチ（マイバッグ・マイバスケットの普及、レジ袋の無料配布中止、レジ袋の再利用や薄肉化など）に取り組んでいます。

今後も、生活に身近な排出抑制の取組として、一層の啓発活動に努めます。

(図2-3-14)



(資料：資源循環推進課)

(3) 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～

食品ロスの削減を図るため、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」(平成22年4月から平成28年1月までは「食べ残しを減らそう県民運動」)を実施しています。

このうち、特に食べ残しが多い宴会に焦点を当てた「宴会たべきりキャンペーン」を年間を通して展開し、7月～9月及び12月～1月の期間を重点期間として取り組みました。

また、平成28年2月から、この取組に協力いただく「食べ残しを減らそう」協力店の募集対象に、それまでの飲食店・宿泊業施設に小売事業者を加え、家庭での食品ロスの削減も目指すこととしました。協力店の登録は平成27年度末で440店舗となっています。

さらに、教育委員会事務局と連携し、小学校低学年向け食育教材を制作して全小学校等へ配布しました。引き続き、こうした取組を通じて、食品ロスの削減を図ります。

(4) 一般廃棄物の排出抑制の取組

市町村が一般廃棄物を処理する際に手数料を徴収する「有料化」は、費用負担を軽減しようとする動機付けを生み、排出量の抑制が期待されます。県では、未導入市町村の有料化制度導入に向けて技術的な支援を行い、有料化による排出抑制を促進しています。有料化制度導入済の市町村数は、平成27年度末時点で60市町村となっています。

(5) 産業廃棄物の取組

ア 多量排出事業者

産業廃棄物の年間排出量が1,000t以上、又は特別管理産業廃棄物の年間排出量が50t以上の事業者（以下「多量排出事業者」）については、平成13年度以降、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の減量化などに関する計画を作成し、知事（長野市内は長野市長）に提出するとともに、計画の実施状況を報告することが義務付けられています。県では、廃棄物処理法の規定に基づき、多量排出事業者から提出された計画及び実施状況の報告を公表しています。

イ 準多量排出事業者

産業廃棄物の年間排出量が500t以上1,000t未満の事業者（以下「準多量排出事業者」）については、平成21年度以降、廃棄物条例に基づき、多量排出事業者と同様に、計画の作成などが義務付けられています。県では、廃棄物条例の規定に基づき、準多量排出事業者から提出された計画などを公表しています。

ウ 多量排出事業者及び準多量排出事業者に係る計画の策定状況

平成27年度における多量排出事業者及び準多量排出事業者に係る計画の策定状況は、表2-3-6のとおりです。

表2-3-6 多量排出事業者及び準多量排出事業者に係る計画の策定状況

(平成27年度) (単位：者)

区分	多量排出事業者	準多量排出事業者	計
産業廃棄物	334	126	460
特別管理産業廃棄物	63		63

(注) 長野市分を除く。

(資料：資源循環推進課)

2 資源の循環利用の推進

(1) 再使用（リユース）の推進

家庭などから排出される使用済み製品等の再使用を促進することは、廃棄物の発生量、処分量の削減につながり、廃棄物の収集運搬・処理費用等の低減、最終処分場の延命化につながることが期待されています。県では、多くの主体において様々な再使用が行われるよう普及・啓発に努めています。

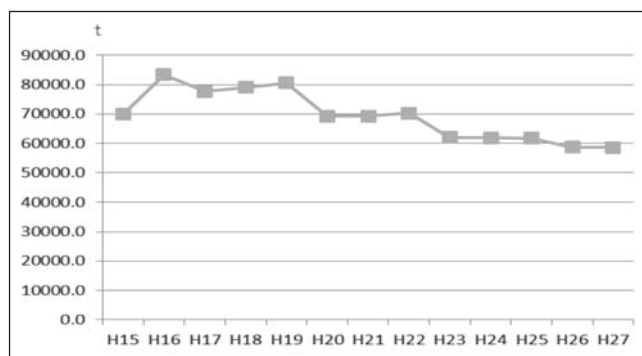
(2) 各種リサイクル法によるリサイクル（再資源化、再商品化又は再生利用）の取組

ア 容器包装リサイクル法（再商品化）

容器包装廃棄物の再商品化は、事業者によって行われています。市町村においては、3年ごとに5年間の分別収集計画を策定して分別収集に努め、県は、市町村の分別収集計画を取りまとめて県の分別収集促進計画を策定するほか、分別収集の促進を図るための普及啓発に努めています。

平成15年度以降における長野県分別収集促進計画の収集見込量（合計）の推移については、図2-3-15のとおりです。

図2-3-15 長野県分別収集促進計画の
収集見込量（合計）の推移



(長野県分別収集促進計画 (第3期～第7期))

→ 「資料編：表2-3-7 長野県分別収集促進計画の収集見込量（品目ごと）の推移」 p.138

イ 家電リサイクル法（再商品化）

平成27年度の県内指定引取場所での家電4品目の引取台数は約16万6,000台となっており、前年度（15万6,000台）より約6%増加しました。これは、主に液晶・プラズマテレビの引取台数が増加したためと思われます。

ウ 建設リサイクル法（再資源化）

県では、建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に関し適切に施工されているかを監視するため、5月、10月に一斉パトロールを実施しています。

エ 食品リサイクル法（再生利用）

この法律では、食品関連事業者などからの食品廃棄物の排出抑制と減量化により、最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等として再生利用を図ることを目的としています。

オ 自動車リサイクル法（再資源化）

使用済自動車（廃自動車）の再資源化・適正処理を図るため、自動車製造業者などは、自ら製造・輸入した自動車が廃棄された際には、フロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダスト*を引き取り再資源化・適正処理することが義務付けられています。

使用済自動車の再資源化に係る事業者は、知事などの登録・許可が必要であり、平成27年度末での県内の関連事業者数の状況は表2-3-8のとおりとなっています。

自動車所有者や関係事業者への普及啓発、指導などを通じて、使用済自動車の確実な再資源化・適正処理を促進しています。

表2-3-8 自動車リサイクル法関連事業者数（県内）

(平成28年3月31日現在) (単位：者)

区 分	引取業 (登録)	フロン類 回収業(登録)	解体業 (許可)	破砕業 (許可)
事業者数	1,263	197	89	36

(注) 長野市分を含む。

(資料：資源循環推進課)

カ 小型家電リサイクル法（再資源化）

使用済になった小型家電に含まれる有用な金属などの相当部分が回収されずに廃棄されていることから、使用済小型家電の再資源化を促進することにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、平成25年4月に施行されました。

住民、市町村、認定事業者などがそれぞれの役割を果たし、協力して、自発的に実情に合わせた形で回収方法やリサイクル方法を工夫し、リサイクルを実施する促進型の制度です。

平成27年4月1日時点で、県内50市町村が、この制度による回収を行っています。

* シュレッダーダスト→p.181

(3) 信州リサイクル製品の普及拡大

県内で発生する循環資源（廃棄物などのうち有用なもの）を活用して県内の事業所で製造加工されたリサイクル製品のうち、品質や安全などの基準を満たす製品を県と民間団体で組織する「信州リサイクル製品普及拡大協議会」が認定して、製品の利用促進を図っています。

平成27年度は、新たに1品目を認定し、認定製品は計54品目（リサイクル製品：20品目、リサイクル資材：34品目）になりました。

3 排出抑制・再使用・再資源化に係る普及・啓発

(1) 一般廃棄物の3Rの推進

ア 一般廃棄物処理実務セミナー

市町村が3Rを推進する際に直面する課題について、アンケートなどによりニーズに応じたテーマを取り上げ、専門家等を講師として市町村等担当職員を対象としたセミナーを開催しています。

平成27年度は、「一般廃棄物処理計画策定のための排出実態調査」を基本テーマとした基調講演や先進自治体の事例発表を行い、67名の参加がありました。

イ 市町村等新任担当者研修会

市町村、一部事務組合、広域連合の新任担当者を対象に、廃棄物処理法や各種リサイクル法に関する知識習得のための新任担当者研修会を開催しています。

平成27年度は、県内2箇所で開催し、82名の参加がありました。

(2) 産業廃棄物の3Rの推進

ア 長野県産業廃棄物3R実践協定

平成15年度に、排出事業者又は処理業者に行う産業廃棄物の減量化や適正処理に関する自主的な取組について、県と事業者が協定を締結することとした「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」制度を創設しました。

3Rの実践をより重視した名称として、平成25年度から「長野県産業廃棄物3R実践協定」と改称し、発生抑制によるコスト削減などの経済的メリットが実感できるよう提出様式などを工夫しています。平成27年度末現在の締結者数は153者です。

イ 産業廃棄物3Rサポート事業

産業廃棄物の排出事業者による自主的な取組を支援するため、3R実践講習会及び3R専門研修会を開催しました。

3R実践講習会は、「3Rは経営管理」を基本テーマとした基調講演や企業の事例発表を行い、排出事業者など128名の参加がありました。

3R専門研修会は、排出される廃棄物の性状が類似している製造業者に事前アンケートを行い、産業廃棄物の3Rを推進する上で課題を抱えている13社に対して、先進事例の紹介や専門家による個別相談を実施しました。

(3) 県民による取組

ア きれいな信州環境美化運動推進事業

地域、市民団体、学校、企業、行政など、多様な主体が実施している環境美化の輪を県民運動として広げ、平成27年度は春・秋のキャンペーン期間中、ごみ拾いなどに、約26.6万人が参加し、県全体をきれいにする運動を展開しました。

イ 3R推進月間における啓発

国では、3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」として普及啓発活動を実施しています。県もこの月間に合わせ、「長野県循環型社会推進大会」を開催し、約80名が参加しました。

地域における特色ある取組
(豊かな環境づくり上小地域会議)

～「生ごみの減量に向けて エコ・クッキング教室の開催」～

豊かな環境づくり上小地域会議では、長野県が取り組むごみ減量事業「チャレンジ800」や省エネルギー推進の一環として、「エコ・クッキング教室」を毎年開催しています。

平成27年度の教室では、「食材をまるごと使って環境にも体にも心配り」をテーマに、講義と調理実習が行われました。

講義の中では、講師の先生から、私たちが一日に必要なエネルギー量（カロリー）や、それに基づいた食品ごとの具体的な必要量が模型で示され、参加者からは「少ない!」「これだけ?」といった驚きの声も聞かれました。「適量」を知ることが、生活習慣の改善と健康づくりにつながるとともに、作り過ぎの防止にも役立つことから、家庭ごみの多くを占める生ごみの減量化につながります。

講義の後に行われた調理実習では、サンマの骨を使った骨せんべいや、カブの葉を添えたコーンスープなど、食材の普段捨ててしまうような部分をまるごと使ったメニューを、無駄なガスや水道などを使わないことにも気を付けながら調理を行いました。

参加者の多くが、普段気を付けている工夫などについて情報交換を行いながら調理をされていて、「エコ・クッキング」への意識が着実に根付いてきていることを実感しました。最後に、調理した料理を皆さんで試食しました。普段使うことのない食材も、とてもおいしく大好評でした。



地域における特色ある取組 (松本市)

～「残さず食べよう! 30(さんまる)・10(いちまる)運動」～

松本市では、“もったいない”をキーワードとして、あらゆる世代、家庭内や外食時などさまざまな場面で食べ残しを始めとする食品ロスを減らす取組を重点的に進めています。

○飲食店における取組 (おそとで「残さず食べよう! 30・10運動」)

宴会終了後の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は、席について料理を楽しむという運動を展開しています。また、「量」よりも「質」を重視したメニューを「プラチナメニュー」と名付け、提供店を募集しています。

さらに、平成28年度から「残さず食べよう!」推進店・事業所認定制度を創設しました。食品ロス削減に取り組んでいる飲食店等との協力・連携を図るとともに、料理を頂く側(事業所)も認定し、30・10運動の実践を促しています。

○家庭における取組 (おうちで「残さず食べよう! 30・10運動」)

毎月30日を「冷蔵庫クリーンアップデー」、毎月10日を「もったいないクッキングデー」として家庭版の30・10運動を推進しているほか、松本大学と連携して、もったいないクッキングレシピ集を作成しています。また、園児を対象とした参加型環境教育を行うとともに、変化した意識を継続させるため紙芝居を作成し保育園で活用しています。加えて、食品ロスをテーマとした環境教育を市内の全小学3年生対象に実施しています。



第2節 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

産業廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法の直近（平成23年4月1日）の見直しでは、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、産業廃棄物管理票制度の強化、優良産廃処理業者認定制度の創設など、排出者責任の強化や処理業者の優良化が図られています。

また、県では、独自に定めた廃棄物条例において、産業廃棄物の処理に関して県・事業者・県民の責務を明らかにし、さらに、適正処理の確保に必要な規制と産業廃棄物処理施設の設置などに関する手続きを定めています。

こうした取組の結果、廃棄物の不法投棄件数は減少傾向にあります。排出事業者や処理業者等による不適正な処理事案は後を絶たず、また、放置廃棄物の長期化も問題となっています。

施策の展開

1 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の取組

ア 一般廃棄物(ごみ)処理対策

「施設整備により時代の要請に応える安全なごみ処理を全県的に普及させる」こと及び「ごみの排出抑制・リサイクルによるごみ減量化を推進し循環型社会へ転換を図る」ことを目的として平成11年3月に策定した「長野県ごみ処理広域化計画」に沿って、表2-3-9のとおり、ごみ焼却施設の13施設への集約と、ダイオキシン類排出量の98.7%削減を目標とし、対策を進めています。

表2-3-9 ダイオキシン類年間総排出量予測

年 度	H10 (計画策定時)	H31 (目標値)	H26 (最新実績)
ごみ焼却施設数(施設)	33	13	24
ダイオキシン類年間総排出量(g-TEQ)	26.79	0.341	0.606
ダイオキシン類排出削減率(%)	-	98.7	97.7

※長野市分を除く

(資料：環境省、資源循環推進課)

平成26年度、県内市町村がごみ処理にかけた経費は約265億円で、県民1人当たりでは、約12,300円負担したことになります。(図2-3-16)

県では、市町村のごみ処理施設整備の支援や、立入検査などによる適正な維持管理の確認を実施しています。

イ 一般廃棄物(し尿)処理の対策

市町村のし尿処理施設・汚泥再生処理センターの整備を支援するとともに、立入検査等により適正な維持管理の確認を実施しています。

(2) 産業廃棄物の取組

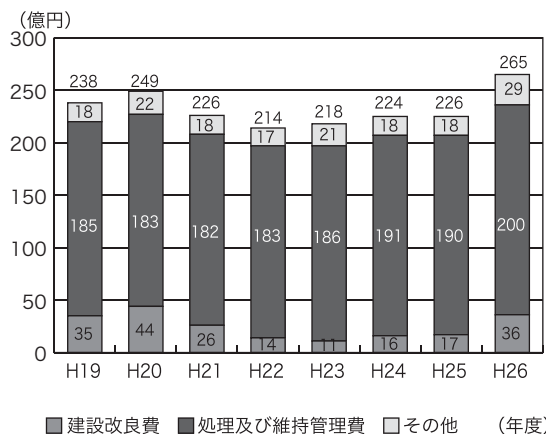
ア 産業廃棄物処理対策

ア) 排出事業者処理責任の徹底

排出事業者は自らの責任の下に、産業廃棄物を適正に処理する義務があります。

排出事業者が産業廃棄物の処理基準に従い自ら処理し、又は委託基準に従い処理を委託するよう指導しています。特に委託の場合、許可を受けた処理業者への委託、書面による委託契約の締結、処理状況の確認の必要性などを重点的に指導しています。

図2-3-16 ごみ処理経費の推移と内訳の推移



(資料：資源循環推進課)

また、処理が適正に行われるために必要な措置をとるべきことを排出事業者に周知し、併せて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）*の適正な使用の指導や、偽造・不適正処理の防止に有効な電子マニフェスト制度の紹介などを行っています。

(イ) 優良産廃処理業者認定制度

排出事業者が優良な処理業者に産業廃棄物の処理を委託する際の参考として、「優良産廃処理業者認定制度」があります。

産業廃棄物処理業者からの申請に基づき、「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮への取組」、「電子マニフェストへの対応」及び「財務体質の健全性」の観点から設定した優良基準に適合しているか県が確認します。適合が確認された産業廃棄物処理業者は、優良産廃処理業者である旨が許可証に記載され、県のホームページにおいても業者名が公表されます。

平成28年3月31日現在で、優良産廃処理業者数は表2-3-10のとおり155者となっています。

表2-3-10 優良産廃処理業者数

(平成28年3月31日現在) (単位：者)

区 分	収集運搬業	処分業	計
産 業 廃 棄 物	97 (16)	13 (12)	110 (28)
特別管理産業廃棄物	42 (9)	3 (3)	45 (12)
計	139 (25)	16 (15)	155 (40)

(注) 長野市分を除く。()内は県内の産業廃棄物処理業者数 (資料：資源循環推進課)

(ウ) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る指導

廃棄物条例において、廃棄物の処理施設に関し、「事業計画協議制度」及び「周辺地域への配慮」について規定しています。

事業計画協議制度は、産業廃棄物処理業や廃棄物処理施設設置の許可申請などに先立ち、事業計画者と関係住民等が開かれた場において十分な意思疎通を図り、その過程を通じて事業計画をより良いものとし、関係住民との合意形成を図ることを目的としています。

周辺地域への配慮としては、施設設置の際には周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること、また、関係市町村長や関係住民などとの環境保全協定の締結に努めることとしています。

これらの規定を適切に運用し、地域の理解のもと、廃棄物の処理施設の整備が図られるよう、事業者に対して指導しています。

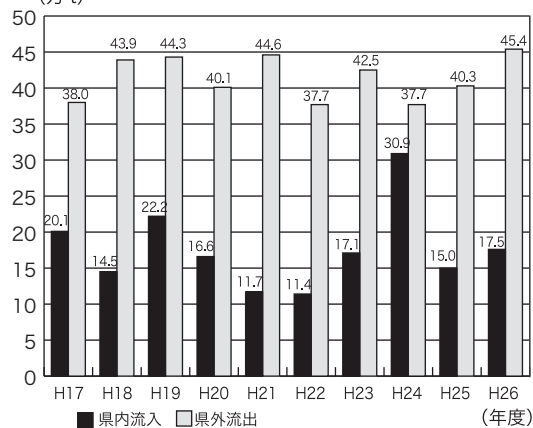
(I) 広域移動の適正化

産業廃棄物の県内への流入量・県外への流出量の推移は図2-3-17のとおりであり、県外への流出量が流入量を上回っている状況にあります。

この産業廃棄物の広域移動については、その適正化を図るため、平成3年5月から「県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議制度」を設けています。

県外で排出された産業廃棄物を県内で最終処分しようとする場合に、あらかじめ、排出事業者から地方事務所に協議してもらい、分別・減量化・再資源化・再利用が適正に行われているかなど、適正処理を図る上で支障がないことを確認した上で、最終処分するよう指導しています。

図2-3-17 産業廃棄物の流入・流出量の推移 (万t)



(資料：資源循環推進課)

* 産業廃棄物管理票（マニフェスト）→p.181

イ 公共関与による処理施設整備

長野県廃棄物処理計画（第四期）では、前処理計画（第三期）の基本的な考え方を踏襲し、民間事業者による処理体制の確保を基本としつつ、最終処分場の残余年数がひっ迫してきた際には公共関与による施設整備が行えるよう、阿智村伍和地区に取得した用地の適正な管理体制を継続するものとなりました。

ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）*は、電気絶縁性が高く、熱で分解されにくいことなど化学的に安定した性質を有することから、電気設備や電気機器の絶縁油などに広く使用されてきましたが、「カネミ油症事件」を契機に昭和49年に製造や使用が禁止され、以来、廃止されたPCB使用機器は、長年にわたり、PCB廃棄物として保管されてきました。

このPCB廃棄物の処理を推進するため、国では、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」）を制定しました。同法に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を策定し、全国5ヶ所の拠点的広域処理施設において、PCB廃棄物の処理を進めています。

PCB特別措置法によるPCB廃棄物の保管状況等届出書に基づく、県内の保管事業場の状況は、表2-3-11のとおりです。

県内の事業場などで保管されている高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が北海道室蘭市に建設した拠点的広域処理施設において処理されています。当該処理施設は、平成20年5月から処理を開始し、県内のPCB廃棄物のうち、高圧トランス・コンデンサ等は平成33年度末までに、安定器等・汚染物は平成34年度末までに処理される計画です。

また、低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定施設などで、平成38年度末までに処理される計画です。

表2-3-11 PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	長野県（長野市含む） （H27.3.31 現在）		全国 （H27.3.31 現在）	
	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量
高圧トランス	200	478台	6,031	21,646台
高圧コンデンサ	654	3,745台	20,807	123,825台
低圧トランス	10	303台	936	30,689台
低圧コンデンサ	57	21,992台	3,256	1,660,666台
柱上トランス	12	28,755台	328	802,863台
安定器	178	63,593台	13,173	4,882,639個
P C B	3	625kg	307	28 t
P C Bを含む油	60	57,411kg	3,918	52,426 t
感圧複写紙	8	6,105kg	292	569 t
ウエス	34	4,670kg	3,202	362 t
汚泥	9	16,434kg	488	5,917 t
その他機器等	433	12,191台	21,444	659,972台

（資料：環境省、資源循環推進課）

* ポリ塩化ビフェニル（PCB）→p.182

2 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導

(1) 立入検査の状況

廃棄物の不適正処理を防止するために、排出事業者や処理業者に対して、現地機関又は資源循環推進課と現地機関が合同で立入検査を実施しています。

平成27年度の結果は表2-3-12のとおりで、このうち主な改善指示項目は図2-3-18のとおりです。

また、産業廃棄物運搬車両の点検指導を実施しており、平成27年度は、主要道路8地点で計86台を点検し、10台の車両に対して指導を行いました。

表2-3-12 立入検査件数と指示件数（平成27年度）

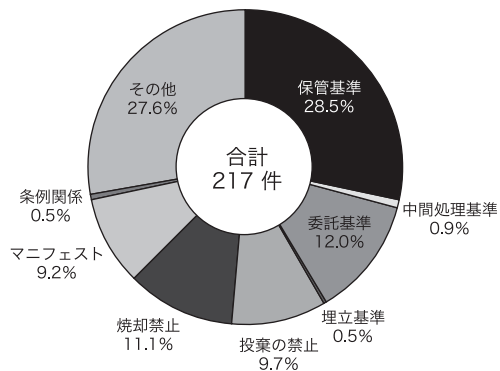
(単位：件)

区 分	立入検査件数	指示件数
産業廃棄物排出事業者	5,310	112
産業廃棄物処理施設	2,251	7
産業廃棄物処理業者	2,871	30
自動車リサイクル法関連業者	556	5
一般廃棄物処理施設	694	1
小型焼却炉	116	3
土地所有者等	636	4
工事発注事業者	4	0
P C B 保管業者	414	9
計	12,852	171

(注) 長野市分を除く。

(資料：資源循環推進課)

図2-3-18 改善指示項目の内訳



(資源循環推進課調べ)

(2) 適正処理の確保

廃棄物の排出事業者及び処理業者における不適正処理を防止し、生活環境の保全を図るとともに廃棄物処理に対する県民の信頼確保のため、迅速かつ厳正な監視指導に努めており、そのための体制を堅持しています。(表2-3-13)

表2-3-13 監視体制の推移

(単位：人)

年 度		H12	13	14	15	16	17~20	21~26	27~28
資源循環 推進課	廃棄物監視員 (地方事務所駐在)	6	7	7	7	7	7	9	9
	廃棄物指導員 (地方事務所駐在)	3	3	3	3	3	3	3	2
現地機関	廃棄物監視員	9	10	10	10	10	10	10	10
	廃棄物指導員(行託)							10	10
合 計		18	20	21	21	20	28	32	31

(注) 長野市分を除く。

(資料：資源循環推進課)

平成26年4月1日からは、廃棄物の許認可から監視体制までを一体的に推進し、循環型社会の構築を図るため、廃棄物対策課と廃棄物監視指導課を資源循環推進課に改編しました。

市町村との連携においても、産業廃棄物処理業者などへの対応を強化するために市町村職員を県職員に併任発令し立入検査権を付与する「市町村職員の県職員併任制度」を平成17年7月から導入し、平成27年度は48市町村との協定締結により、170名の職員に併任発令を行いました。

また、不法投棄監視連絡員100名による地域パトロール、職員による夜間監視や空からのスカイパトロール、不法投棄ホットラインによる県民からの通報体制、県森林組合連合会、県漁業協同組合連合会等との不法投棄通報協定の締結など、早期発見のための通報体制を整え、迅速な情報収集と早期の対応を図っています。

法違反に対しては、許可の取消しを含む厳正な行政処分を実施しています。平成27年度は10件の許可取消しを含む13件の行政処分を行っており、今後も迅速かつ厳正な行政処分により、適正処理を推進していきます。(図2-3-19)

また、県警察本部においては、環境犯罪に対する取組を強化しており、今後も厳正な取締りをしていきます。(図2-3-20)

図2-3-19 行政処分 の 推移

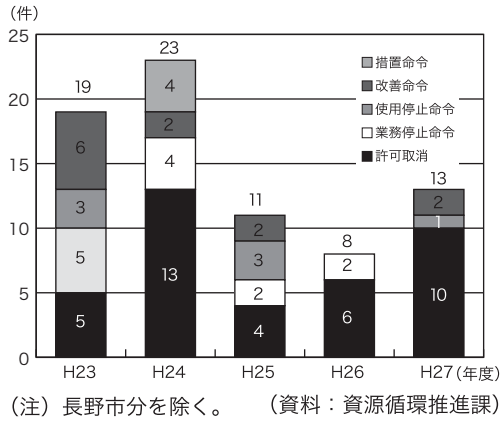
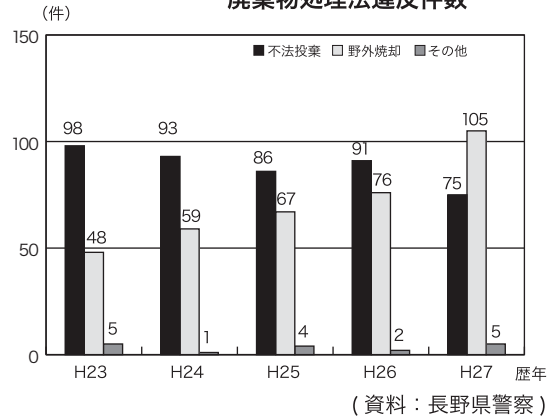


図2-3-20 警察において検挙した廃棄物処理法違反件数



(3) 放置廃棄物の撤去指導

放置廃棄物については、行為者・原因者に対する撤去指導を行うとともに、行為者が不明、倒産又は資力がないなどの場合、併せて排出者等に対しても撤去指導を行い、その責任を追及しています。

長年にわたり大量の廃棄物が放置されたままとなっている箇所については、廃棄物の状況調査により判明した排出者に協力を求めるとともに、土地管理者や市町村、地元住民の方々の協力を頂き一部撤去を行いました。

(4) 不法投棄の状況

廃棄物の量が10t以上の大規模な不法投棄の県内での発見状況は、近年は1件以内で推移しています。(図2-3-21)

図2-3-21 10t以上の産業廃棄物不法投棄発見の推移

